

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年3月26日 大津地方法務局高島出張所 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1608-2024-0006号	高島市今津町酒波字北出130番
第1608-2024-0007号	高島市今津町酒波字北出131番
第1608-2024-0008号	高島市今津町酒波字植木376番
第1608-2024-0009号	高島市今津町酒波字谷口751番
第1608-2024-0010号	高島市今津町酒波字鑓水口825番